

## 学校における薬の取り扱いについて

白百合学園小学校  
保健室

本校では、学校内での薬の使用は保護者からの依頼に基づいて行っています。学校で使用できるものは、医師から処方された薬のみです。薬の取り違え、誤った使用を防ぐために、下記の内容をご確認の上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 1. 学校における薬の取り扱いについて

(1) 学校内で薬を使用する必要がある、医師の処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合に、教職員は児童が薬を使用することを介助します。薬の使用の介助には以下の条件があります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童の容態が安定していること</li> <li>②医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではないこと</li> <li>③医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合</li> </ul> |
|--|

(2) 本校において取り扱うことのできる薬は、「医療用医薬品」のみです。

市販薬または一時的な薬（かぜ等の急性疾患薬）を使用することの介助はできません。

### 2. 薬の管理について

(1) 児童の薬の管理は、児童本人が所持することを原則とします。ただし、以下の場合には保護者からの「医薬品依頼書」の提出をもとに、学校で預かる場合があります。

- |   |
|---|
| <p>《本人が保管・管理ができないやむを得ない事情》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①座薬や水薬のように冷所保管などの保管条件がある医療用医薬品</li> <li>②児童本人による管理が困難な場合</li> </ul> |
|---|

(2) 薬の使用・管理について教職員の介助や預りを必要としない場合であっても、児童が学校で薬を所持する場合は、「医薬品依頼書」の提出が必要です。

### 3. 必要な提出書類

	薬の例	提出書類
<b>臨時薬</b>	かぜ薬や花粉症等の薬や目薬など、期間が短期間で一時的に使用する薬	<b>臨時薬用</b> 医薬品依頼書(学校 HP からダウンロード) ※薬に「薬の説明書もしくはお薬手帳のコピー」をつけてください。
<b>緊急薬</b>	エピペン、喘息、抗てんかん薬など緊急時にやむを得ず使用する薬	<b>緊急薬用</b> 医薬品依頼書 ※学校から書類をお渡ししますので、必要な場合はご連絡ください。

### 4. 薬の持参方法

#### 【臨時薬】

- ・ 1回分の量に分け（一包化）、そこにお子さまの学年・組・氏名を記入してください。
- ・ 薬の説明書もしくはお薬手帳のコピーを同封してください。